

## 水道法水質基準改正 (平成23年4月1日施行) (1/2)



The Knights

「水質基準に関する省令」が一部改正され、平成23年4月1日から「トリクロロエチレン」の基準値が0.03mg/1から0.01mg/1へ強化されます。検査項目と基準値は下記のとおりです。

番号	検査項目	基準値
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/1 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/1 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05 mg/1 以下であること。
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/1 以下であること。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1 以下であること。
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/1 以下であること。
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
13	四塩化炭素	0.002 mg/1 以下であること。
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下であること。
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下であること。
16	ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下であること。
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下であること。
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/1 以下であること。
19	ベンゼン	0.01 mg/1 以下であること。
20	塩素酸	0.6 mg/1 以下であること。
21	クロロ酢酸	0.02 mg/1 以下であること。
22	クロロホルム	0.06 mg/1 以下であること。
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/1 以下であること。
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/1 以下であること。
25	臭素酸	0.01 mg/1 以下であること。
26	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/1 以下であること。
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/1 以下であること。
28	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/1 以下であること。
29	ブロモホルム	0.09 mg/1 以下であること。

The Knights of Environmental Science

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2

TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

## ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析



## 水道法水質基準改正 (平成23年4月1日施行) (2/2)



The Knights

番号	検査項目	基準値
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1 以下であること。
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/1 以下であること。
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/1 以下であること。
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/1 以下であること。
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/1 以下であること。
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/1 以下であること。
37	塩化物イオン	200 mg/1 以下であること。
38	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/1 以下であること。
39	蒸発残留物	500 mg/1 以下であること。
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1 以下であること。
41	(4S, 4a S, 8a R) - オクタヒドロ - 4, 8a - ジメチルナフタレン - 4a (2 H) - オール (別名ジェオスミン)	0.00001 mg/1 以下であること。
42	1, 2, 7, 7 - テトラメチルビシクロ [2, 2, 1]ヘプタン - 2 - オール (別名 2 - メチルイソボルネオール)	0.00001 mg/1 以下であること。
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1 以下であること。
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/1 以下であること。
45	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/1 以下であること。
46	pH値	5.8 以上 8.6 以下であること。
47	味	異常でないこと。
48	臭気	異常でないこと。
49	色度	5 度以下であること。
50	濁度	2 度以下であること。

詳しくは、当社 **環境分析部 堀井、田沼** (フリーダイヤル0120-01-2590 内線332、224) までお問い合わせ下さい。

## ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析

